

事前チェックリスト

下記の項目に1つでも該当する場合は、補助対象区域であっても補助対象となりません。申請する前に、必ず確認し、申請書に添付してください。

確認事項	チェック欄
浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者	
建築基準法の規定に基づく確認申請を要する建築物の建築に伴うもの。 (既存の住宅を増築し、台所・トイレ等水廻りが既存の住宅に残っている場合は除く。)	
住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの	
販売を目的とする住宅を建てる者	
自らの居住の用に供することを目的とする建物以外の建物に合併処理浄化槽を設置する者	
居住用部分の延床面積が2分の1未満の併用住宅に合併処理浄化槽を設置する者	
町税を滞納している者	
移転補償金等機能回復により合併処理浄化槽を設置する者	

平成 年 月 日

申請者氏名 _____